

「新宿区第四次男女共同参画推進計画～ジェンダー平等社会を目指して～
(令和6年度～令和9年度)」(素案)の作成及びパブリック・コメント等の実施について

「新宿区第四次男女共同参画推進計画」については、新宿区男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)等からご意見をいただきながら令和6年3月の計画最終決定を目途に策定作業中である。

このたび、先の男女共同参画行政推進連合会議(以下「行政推進連絡会議」という。)や推進会議において示された新計画の方向性に沿って「新宿区第四次男女共同参画推進計画」(素案)を作成した。

なお、この計画素案については、行政推進連絡会議や推進会議での検討を経て、再度推進会議に諮る予定となっている。その後、パブリック・コメントを実施し、広く区民からの意見を求める。

記

1 「新宿区第四次男女共同参画推進計画(令和6年度～令和9年度)」(素案)の概要

(1) 計画策定の目的

本計画は、新宿のまちに住む人々はもとより、新宿で働き、学び、活動するすべての男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、責任も分かち合い、共にあらゆる分野に参画することのできる社会を実現していくことを目的とする。

(2) 計画の性格・位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」に位置づけられると同時に、新宿区男女共同参画推進条例第9条第1項に規定する基本計画であり、「新宿区総合計画」の基本政策I「暮らしやすさ1番の新宿」のうちの個別施策7「女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」の実現をめざした分野別計画である。

今回の計画は、「新宿区第三次男女共同参画推進計画」(平成30年度～令和5年度)に引き続く計画として策定するとともに、計画を着実に推進するため、体系を整理し、「3つの視点」から目標を掲げることとしたものである。

なお、「新宿区第四次男女共同参画推進計画」の目標2から目標3(2)までを「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」と位置づける。また、目標4(1)から(3)までを「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」と位置づける。

(3) 計画の期間

令和6(2024)年度から令和9(2027)年度までの4年間を計画期間とする。

(4) 計画の基本的な考え方

「新宿区男女共同参画推進条例」の“男女が、すべて人として平等であり、個人として尊重される社会を実現する”という基本理念を踏まえ、新宿区総合計画(基本計画)の個別施策I-7「女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」を実現するために、計画ビジョンを「誰もが個人として尊重され、自分らしく豊かに生活できるまち新宿」とし、具体的な3つの視点と5つの目標を定め、総合的に施策を推進していく。(資料4参照)

2 パブリック・コメントの実施について

(1) 実施期間

令和5年11月15日(水)～令和5年12月14日(木)

(2) 周知方法

11月15日号の広報しんじゅくで周知を行うとともに、区ホームページにて素案全文を掲載して周知を行う。

(3) 閲覧場所

男女共同参画課、区政情報課、区政情報センター、特別出張所、区立図書館

(4) 提出方法

男女共同参画課にて郵送、ファックス、窓口持参及び区ホームページで受け付ける。

3 地域説明会

以下の日時と場所において地域説明会を実施する。

11月22日(水) 午後7時～8時30分	新宿区立男女共同参画推進センター(ウイズ新宿)
11月30日(木) 午後2時～3時30分	新宿区立子ども総合センター

4 今後のスケジュール

令和5年 9月11日(月)	行政推進連絡会議
10月13日(金)	男女共同参画推進会議
令和5年 11月15日(水)	広報しんじゅくにて周知 パブリック・コメント開始
11月22日(水)・30日(木)	地域説明会(2所)
12月14日(木)	パブリック・コメント終了
令和6年 1月29日(月)	男女共同参画推進会議
3月末	「新宿区第四次男女共同参画推進計画」冊子納品
4月	常任委員会報告